

## 廃棄物処理法と 山梨県環境整備センターについて

平成21年6月23日  
財団法人山梨県環境整備事業団

## 廃棄物の定義

廃棄物とは・・・

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条

ごみ、粗大ごみ、燃えがら、汚泥、ふん尿、廃油、  
廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物または  
は不要物であって、固形状または液状のもの

環境省課長通知（H17.8.12）

占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却する  
ことができないために不要になったもので、これ  
らに該当するか否かはその性状、排出の状況、通  
常の取り扱い、取引価値の有無、占有者の意思等  
を総合的に勘案して判断すべきもの

## 廃棄物の区分

### 産業廃棄物

処理責任は、廃棄物を排出する事業者

事業活動によって生じた廃棄物のうち、排出  
元の業種や性状により20種類に区分された  
廃棄物

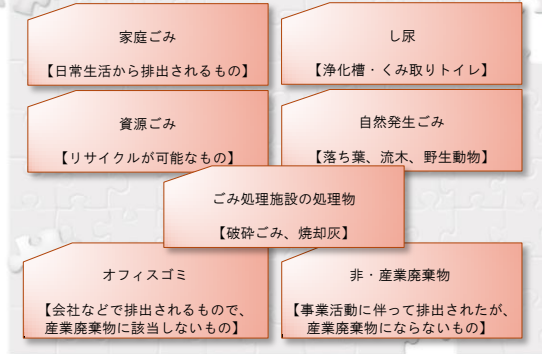
### 一般廃棄物

処理責任は、管轄市町村

産業廃棄物以外の廃棄物のこと

|    | 廃棄物の種類                | 排出元の業種等                                         | 条件等               |
|----|-----------------------|-------------------------------------------------|-------------------|
| 1  | 燃えがら                  |                                                 |                   |
| 2  | 汚泥                    |                                                 |                   |
| 3  | 廃油                    |                                                 |                   |
| 4  | 廃酸                    |                                                 |                   |
| 5  | 廃アルカリ                 |                                                 |                   |
| 6  | 廃プラスチック類              |                                                 |                   |
| 7  | ばくくず                  |                                                 |                   |
| 8  | 金属くず                  |                                                 |                   |
| 9  | ガラス・コンクリート及<br>び陶磁器くず |                                                 | がれき類を除く           |
| 10 | 紙くず                   | 建設業、パルプ・紙（紙製品）製造業、新聞業、<br>出版業、製本業、印刷物加工業        |                   |
| 11 | 木くず                   | 建設業、木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸<br>入木材卸売業、リース業、資物流通用パレット |                   |
| 12 | 繊維くず                  | 建設業、繊維工業                                        |                   |
| 13 | 動植物性残さ                | 食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業                             | 原料として利用した固形状の不要物  |
| 14 | 動物性固形不要物              | と畜場、食鳥処理場                                       | 獣害および食害に係る固形状の不要物 |
| 15 | 紙さい                   |                                                 |                   |
| 16 | がれき類                  | 工作物の新築、改築または除去                                  |                   |
| 17 | 動物のふん尿                | 畜産農業                                            |                   |
| 18 | 動物の死体                 | 畜産農業                                            |                   |
| 19 | ばいじん                  | 大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設または<br>廃棄物焼却施設               | 集じん機で集められたものに限り   |
| 20 | 1～19を処理したもの           |                                                 | 1～19に該当しないもの      |

## 一般廃棄物



## 特別管理廃棄物

✳ 爆発性、毒性、感染性など、人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物

### 特別管理産業廃棄物

- ✳ 廃油（揮発油、灯油類、軽油類）
- ✳ 廃酸（pH2.0以下）
- ✳ 廃アルカリ（pH12.5以上）
- ✳ 感染性産業廃棄物（病院等から発生した産業廃棄物のうち、感染性病原体が付着しているか、そのおそれがあるもの）
- ✳ 特定有害産業廃棄物
  - ・PCB（含有しているもの、または付着しているもの）
  - ・廃石綿等
  - ・有害物質を一定量以上含むもの

### 特別管理一般廃棄物

- ✳ 感染性一般廃棄物（病院等から発生した一般廃棄物のうち、感染性病原体が付着しているか、そのおそれがあるもの）
- ✳ PCB使用部品（エアコン、テレビ、電子レンジに含まれているもの）
- ✳ ごみ処理施設から排出されるばいじん
- ✳ 焼却炉から出される微えらがらおよびばいじん、ダイオキシン類を高濃度含むもの

## 廃棄物処理の実際

✳ 廃棄物の処理とは・・・

法律上は「収集運搬」と「処分」に区分

✳ 廃棄物の収集運搬とは・・・

一時保管や分別行為も収集運搬に含まれる

廃棄物を集め、処分先まで運搬すること

✳ 廃棄物の処分とは・・・

最終処分（埋立）も含まれる

廃棄物に物理的・化学的な処理を行ない、安定化・減容化・資源化・無害化すること

## 廃棄物の処分方法（例）



## 埋立処分とは

廃棄物処理法では、廃棄物の性状に応じて、3種類の埋立方法を規定

## 安定型埋立

- 地中でも安定しているとされる5種類の産業廃棄物のみの埋立方法
- 素掘りの穴に、廃棄物を投入して埋め立てる方法

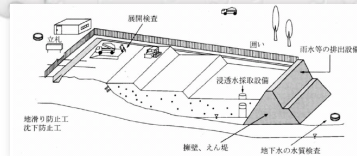
## 遮断型埋立

- 有害物質が一定量以上溶出してしまう産業廃棄物を埋め立てる処分場
- 公共用水域・地下水から完全に遮断された区画を設ける必要あり

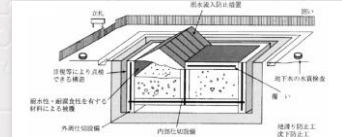
## 管理型埋立

- 一般廃棄物（全て）および産業廃棄物を埋め立てる処分場
- 廃棄物から排出される汚水を遮水し、浄化して放流する必要あり

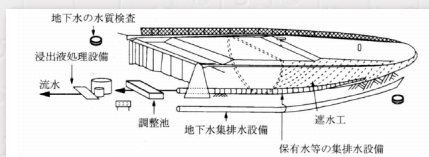
## 安定型最終処分場



## 遮断型最終処分場



## 管理型最終処分場



## 排出事業者の処理責任

事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない

事業者は、自らその産業廃棄物を処理するときには、産業廃棄物処理基準に従わなければならない

事業者は、その産業廃棄物の処理を他人に委託する場合は、許可業者等に委託しなければならない

事業者は、その産業廃棄物を委託する場合には、委託基準に従わなければならない